

男鹿市告示第50号

男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年4月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱（令和6年男鹿市告示第73号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 求職者 現に職に就いていない者で、公共職業安定所を通じた求職活動を行っている者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非正規雇用者 <u>雇用者</u>で、雇用期間の定めがある者、雇用期間の定めがなく正規雇用以外の者又は労働時間週30時間未満の者をいう。</p> <p>(4) 正規雇用者 事業所（国、地方公共団体、独立行政</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 求職者 現に職に就いていない者で、公共職業安定所<u>又は教育機関</u>を通じた求職活動を行っている者をいう。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 非正規雇用者 <u>市内事業所に勤務する雇用者</u>で、雇用期間の定めがある者、雇用期間の定めがなく正規雇用以外の者又は労働時間週30時間未満の者をいう。</p> <p>(4) 正規雇用者 <u>市内</u>事業所（国、地方公共団体、独立</p>

改正後	改正前
<p>法人及び特定地方独立行政法人を除く。)に勤務する正規雇用者をいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(認定の決定等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により支援の認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援の認定を取り消すこととし、<u>その内容を男鹿市就業資格取得支援認定取消通知書(様式第4号)により認定を受けた者に通知する</u>ものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第7条 前条の規定により支援の認定を受けた申請者は、資格の取得が判明した日の翌日から起算して45日以内又は支援の認定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、男鹿市就業資格取得支援助成金交付申請書(様式第5号)及び助成金対象費用明細書(様式第6号)に、各様式に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、旅客自動車運送事業者が雇用を予定する者の第二種免許の取得に係る費用の助成金の交付を申請する場合は、交付申請までに免許取得者を雇用しなければならない。</p>	<p>行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。)に勤務する正規雇用者をいう。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(認定の決定等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、前項の規定により支援の認定を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、支援の認定を取り消すものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(交付申請)</p> <p>第7条 前条の規定により支援の認定を受けた申請者は、資格の取得が判明した日の翌日から起算して45日以内又は支援の認定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、男鹿市就業資格取得支援助成金交付申請書(様式第4号)及び助成金対象費用明細書(様式第5号)に、各様式に定める添付書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、旅客自動車運送事業者が雇用を予定する者の第二種免許の取得に係る費用の助成金の交付を申請する場合は、交付申請までに免許取得者を雇用しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(交付決定等)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成金交付の可否について決定し、男鹿市就業資格取得支援助成金交付決定通知書（<u>様式第7号</u>）又は男鹿市就業資格取得支援助成金不交付決定通知書（<u>様式第8号</u>）により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、当該通知を受けたのち、速やかに男鹿市就業資格取得支援助成金交付請求書（<u>様式第9号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 申請者が市外事業所に勤務する正規雇用者又は非正規雇用者である場合は、第1項に規定する請求書に添付して転職活動報告書（様式第10号）を転職活動の結果が判明した日の翌日から起算して30日以内または交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに提出するものとする。</u></p> <p>(助成金の交付決定取消し及び返還)</p> <p><u>第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消すこととし、そ</u></p>	<p>(交付決定等)</p> <p>第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、助成金交付の可否について決定し、男鹿市就業資格取得支援助成金交付決定通知書（<u>様式第6号</u>）又は男鹿市就業資格取得支援助成金不交付決定通知書（<u>様式第7号</u>）により申請者に通知するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(請求及び交付)</p> <p>第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、当該通知を受けたのち、速やかに男鹿市就業資格取得支援助成金交付請求書（<u>様式第8号</u>）を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>の内容を助成金交付決定取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。この場合において、既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（様式第12号）により交付した助成金を返還させるものとする。</u></p> <p><u>(1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。</u></p> <p><u>(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとしたとき。</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、この告示の規定または交付の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から起算して60日以内に助成金の全部又は一部を返還しなければならない。</u></p> <p>（就業決定報告）</p> <p>第11条 助成金の交付を受けた求職者又は学生は、就業したときは、速やかに就業決定報告書（様式第13号）により、市長に報告しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第12条 （略）</p>	<p>（就業決定報告）</p> <p>第10条 助成金の交付を受けた求職者又は学生は、就業したときは、速やかに就業決定報告書（様式第9号）により、市長に報告しなければならない。</p> <p>（その他）</p> <p>第11条 （略）</p>

改正後				改正前			
別表第1 (第4条関係)				別表第1 (第4条関係)			
助成対象者	要件	助成対象経費	助成金額(率)	助成対象者	要件	助成対象経費	助成金額(率)
求職者 非正規 雇用者 学生	(1) 本市に住所を有し、助成金交付後5年間は市内に在住する見込みであること。 (2) <u>求職者、非正規雇用者及び学生</u> において、当該試験日及び受講期間において、正規雇用となる就職先が決まっていないこと。	資格の取得に係る次に掲げる経費 (1) 講座等の受講費用(教材費を含む。) (2) 受験費用 (3) 資格の登録費用 (4) 資格取得に要した旅費(交通費・宿泊費。ただし高校生で県外旅費に限る。)	助成対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、5万円を超えない額	求職者 非正規 雇用者 学生	(1) 本市に住所を有し、助成金交付後5年間は市内に在住する見込みであること。 (2) 求職者においては、当該試験日及び受講期間において、正規雇用となる就職先が決まっていないこと。 (3) 交付申請時に市税等を滞納していないこと。	<u>第2条第5号に規定する</u> 資格の取得に係る次に掲げる経費 (1) 講座等の受講費用(教材費を含む。) (2) 受験費用 (3) 資格の登録費用 (4) 資格取得に要した旅費(交通費・宿泊費。ただし高校生で県外旅費に限る。)	助成対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、5万円を超えない額
正規雇用者 個人事業主	(3) <u>正規雇用者及び非正規雇用者</u> においては資格取得後に市内事業所に勤務す	申請日の属する年度の末日までに取得可能な別表第2に掲げる建設業、介護・福祉		正規雇用者 個人事業主	(4) その他の補助金等の交付	申請日の属する年度の末日までに取得可能な別表第2に掲げる建	

改正後				改正前			
	<p><u>る意思があること。</u></p> <p>(4) 交付申請時に市税等を滞納していないこと。</p> <p>(5) その他の補助金等の交付を受けていないこと。<u>ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(6) 申請日の属する同一年度において本告示による助成金を交付されていないこと。</p>	<p>業、運輸業及びIT・デジタル業関連の資格又は市長が適当であると認める資格の取得に係る次に掲げる経費</p> <p>(1) 講座等の受講費用（教材費を含む。）</p> <p>(2) 受験費用</p> <p>(3) 資格の登録費用</p>			<p>を受けていないこと。</p> <p>(5) 申請日の属する同一年度において本告示による助成金を交付されていないこと。</p>	<p>設業、介護・福祉業、運輸業及びIT・デジタル業関連の資格又は市長が適当であると認める資格の取得に係る次に掲げる経費</p> <p>(1) 講座等の受講費用（教材費を含む。）</p> <p>(2) 受験費用</p> <p>(3) 資格の登録費用</p>	
旅客自動車運送事業	(1) 市内に本店、支店又は営業所を有する旅	申請日の属する年度の末日までに取得可能な雇	次に定める額とし、助成金の額に1,000	旅客自動車運	(1) 市内に本店、支店又は営業	申請日の属する年度の末日まで	次に定める額とし、助成金

改正後				改正前			
者	<p>客自動車運送事業者であること。</p> <p>(2) 雇用を予定する者、従業員又は役員のうち、運転に従事する者（以下「運転手」という。）が第二種免許の取得に要する経費を負担すること。</p> <p>(3) 交付申請時に市税等を滞納していないこと。</p> <p>(4) その他の補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>(5) 第二種免許を取得した者</p>	<p>用を予定する者、従業員又は役員のうち、運転手のうち、運転手の第二種免許取得に係る次に掲げる経費</p> <p>(1) 講座等の受講費用（教材費を含む。）</p> <p>(2) 受験費用</p> <p>(3) 資格の登録費用</p>	<p>円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 普通二種免許の取得においては助成対象運転手一人につき、助成対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を超えない額</p> <p>(2) 中型・大型二種免許の取得においては助成対象運転手1人につき、助成対象経費の2分の1</p>	送事業者	<p>所を有する旅客自動車運送事業者であること。</p> <p>(2) 雇用を予定する者、従業員又は役員のうち、運転に従事する者（以下「運転手」という。）が第二種免許の取得に要する経費を負担すること。</p> <p>(3) 交付申請時に市税等を滞納していないこと。</p> <p>(4) その他の補助金等の交付を受けていないこと。</p> <p>(5) 第二種免許</p>	<p>に取得可能な雇用を予定する者、従業員又は役員のうち、運転手のうち、運転手の第二種免許取得に係る次に掲げる経費</p> <p>(1) 講座等の受講費用（教材費を含む。）</p> <p>(2) 受験費用</p> <p>(3) 資格の登録費用</p>	<p>の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>(1) 普通二種免許の取得においては助成対象運転手一人につき、助成対象経費の2分の1以内の額とし、10万円を超えない額</p> <p>(2) 中型・大型二種免許の取得においては助成対象運転手1人につき、助成対象経</p>

改正後				改正前			
	が、1年間以上 運転手として 業務に従事す ること。ただ し、新規雇用、 継続雇用の種 別及び雇用形 態は問わない。		以内の額と し、20万円 を超えない 額		を取得した者 が、1年間以上 運転手として 業務に従事す ること。ただ し、新規雇用、 継続雇用の種 別及び雇用形 態は問わない。		費の2分の1 以内の額と し、20万円 を超えない 額

改正後

様式第1号（第5条関係）
（個人による申請）

年 月 日

男鹿市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日
電 話 _____

男鹿市就業資格取得支援認定申請書

男鹿市就業資格取得支援の認定を受けたいので、男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象者区分 求職者
 非正規雇用者 学生
 正規雇用者 個人事業主

2 取得資格の内容

(1) 資格の名称 _____

(2) 講座の名称 _____

(3) 受講期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(4) 受講費用(見積額) _____ 円

(5) 受験期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(6) 受験費用(見積額) _____ 円

(7) 登録費用(見積額) _____ 円

(8) 旅費(交通費・宿泊費 見積額) _____ 円
※高校生で県外旅費に限る

改正前

様式第1号（第5条関係）
（個人による申請）

年 月 日

男鹿市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日
電 話 _____

男鹿市就業資格取得支援認定申請書

男鹿市就業資格取得支援の認定を受けたいので、男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象者区分 求職者
 非正規雇用者 学生
 正規雇用者 個人事業主

2 取得資格の内容

(1) 資格の名称 _____

(2) 講座の名称 _____

(3) 受講期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(4) 受講費用(見積額) _____ 円

(5) 受験期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

(6) 受験費用(見積額) _____ 円

(7) 登録費用(見積額) _____ 円

(8) 旅費(交通費・宿泊費 見積額) _____ 円
※高校生で県外旅費に限る

改正後

3 取得費用総額（見積額） _____ 円

4 市内事業所への転職計画
（市外に勤務する正規・非正規雇用者のみ記入）

(1) 希望業種名 _____

(2) 希望職種名 _____

(3) 求人応募予定日 _____

5 添付書類

(1) 資格・講座の内容の解る書類

(2) 受講・受験費用が解る書類

(3) ア.申請者が求職者の場合
雇用保険受給資格者証
（なければハローワークカードの写し）

イ.申請者が非正規雇用者の場合
勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し

ウ.申請者が学生の場合
学生証等学校への在籍が確認できる書類の写し

エ.申請者が正規雇用者の場合
在職を確認できる書類の写し

オ.申請者が個人事業主の場合
申請日が属する前年分の確定申告書等の写し。ただし、
所得税法第120条第1項に定める前年分の確定申告
を行うべき期間を迎える前の申請においては、前々年分
の確定申告書等の写し

(4) 市内事業所への転職計画を記入した場合
転職先候補とする事業所の採用活動の概要が解る書類
（求人票等）

改正前

3 取得費用総額（見積額） _____ 円

4 添付書類

(1) 資格・講座の内容の解る書類

(2) 受講・受験費用が解る書類

(3) ア.申請者が求職者の場合
雇用保険受給資格者証
（なければハローワークカードの写し）

イ.申請者が非正規雇用者の場合
勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し

ウ.申請者が学生の場合
学生証等学校への在籍が確認できる書類の写し

エ.申請者が正規雇用者の場合
在職を確認できる書類の写し

オ.申請者が個人事業主の場合
申請日が属する前年分の確定申告書等の写し。ただし、
所得税法第120条第1項に定める前年分の確定申告
を行うべき期間を迎える前の申請においては、前々年分
の確定申告書等の写し。

改正後

改正前

様式第4号（第6条関係）

文書番号 年 月 日	
様	
男鹿市長	
男鹿市就業資格取得支援認定取消通知書	
年 月 日付け、ま第 号をもって認定した男鹿市就業資格 取得支援認定申請につきまして、下記の事由により認定を取り消しましたので、 男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第6条の規定により通知します。	
記	
認定取消事由	

改正後	改正前
<p>様式第5号（第7条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第6号（第7条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第7号（第8条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第8号（第8条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第9号（第9条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p>	<p>様式第4号（第7条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第5号（第7条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第6号（第8条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第7号（第8条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p> <p>様式第8号（第8条関係） （個人による申請） （旅客自動車運送事業者による申請）</p>

改正後

改正前

様式第10号（第9条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 月 日 _____
電 話 _____

転 職 活 動 報 告 書

男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第9条の規定により、下記
のとおり転職活動の進捗等について報告します。

記

(1) 取得した資格名 _____
(2) 計画に記入した希望業種 _____
(3) 応募した事業所名 _____
(4) 応募結果 _____ 採用 _____ 不採用 _____ 未判明 _____
(5) (採用の場合) 就業開始日 _____

(添付書類)

- ・ 作成した履歴書の写しなど応募実績の解る書類

改正後

改正前

様式第11号（第10条関係）

指令番号	
年 月 日	
様	
男鹿市長	
助成金交付決定取消通知書	
年 月 日付け、指令第 号をもって交付を決定した男鹿市就業資格取得支援助成金交付決定につきまして、下記の事由により決定を取り消しましたので、男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第10条の規定により通知します。	
記	
1 交付済金額	円
2 交付決定取消事由	

改正後

改正前

様式第12号（第10条関係）

	指令番号
	年 月 日
様	
	男鹿市長
助成金返還命令書	
男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり返還することを命じます。	
	記
1 返還期限	年 月 日
2 返還額	_____円

改正後

様式第13号（第11条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 年 月 日 _____
電 話 _____

就 業 決 定 報 告 書

男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第11条の規定により、下記の事業所に就職しましたので、報告します。

記

(1)事業所名 _____
(2)職 種 _____
(3)住 所 _____
(4)電 話 _____
(5)就業開始日 _____

改正前

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

男鹿市長 様

住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 年 月 日 _____
電 話 _____

就 業 決 定 報 告 書

男鹿市就業資格取得支援助成金交付要綱第10条の規定により、下記の事業所に就職しましたので、報告します。

事業所名 _____
職 種 _____
住 所 _____
電 話 _____
就業開始日 _____

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。